



平成 26 年 4 月 24 日

各位

|         |                       |
|---------|-----------------------|
| 会 社 名   | 月 島 機 械 株 式 会 社       |
| 代 表 者 名 | 代表取締役社長 山 田 和 彦       |
| コード番号   | 6 3 3 2 （ 東 証 第 一 部 ） |
| 問 合 せ 先 | 企 画 管 理 本 部           |
|         | 経営企画部長 川 崎 淳          |
| 電 話     | 03-5560-6513          |

### 当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の更新に関するお知らせ

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号に定義されるものをいい、以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、特定株主グループ<sup>(注1)</sup>の議決権割合<sup>(注2)</sup>を 20%以上とすることを目的とする当社株式等<sup>(注3)</sup>の買付行為、又は、結果として特定株主グループの議決権割合が 20%以上となる当社株式等の買付行為（いずれも予め当社取締役会が同意したものを除き、又、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に対する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を、平成 20 年 6 月 27 日開催の第 146 回定時株主総会において株主の皆様のご承認を頂き導入し、平成 23 年 6 月 29 日開催の第 149 回定時株主総会の決議により更新しております。

平成 26 年 6 月 27 日開催予定の第 152 回定時株主総会終結の時をもって本プランの有効期間が満了を迎えるにあたり、その後の法令改正、当社を取り巻く事業環境、情勢変化等を踏まえ検討を加えた結果、当社は本プランを更新することを本日開催の取締役会において決議しましたのでお知らせいたします。なお、本プランの実質的な内容に変更はございませんが、以下の「基本方針を実現するための取組み」の変更、第三者委員会委員の交代等がなされます。本プランについては、第 152 回定時株主総会における株主の皆様のご承認をいただいた上で更新、発効いたします。

本プランの更新を決定した取締役会には監査役全員が出席し、いずれも本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、相当である旨の意見を述べております。

なお、本日現在、当社株式等の大規模買付に関する打診及び申し入れ等は一切ございませんので念のため申し添えておきます。

- (注1) 特定株主グループとは、(i) 当社の株式等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)又は、(ii) 当社の株式等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。
- (注2) 議決権割合とは、(i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株式等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株式等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。)も加算するものとします。)、又は、(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該買付者及び当該特別関係者の株式等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。各株式等保有割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
- (注3) 株式等とは、金融商品取引法第27条の23第1項、又は、同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

## I. 会社の支配に関する基本方針

当社は、「殆ど輸入であった諸産業の機械装置を国産し、製糖産業を出発点として、化学工業、金属精錬等の興隆に奉仕する」という創業の精神の下、1905 年の創業以来、乾燥、ろ過、蒸留、分離、焼却といった単位操作技術に基づく産業機械や環境装置を設計、製造してまいりました。又、自社の製品やプロセスを核としたプラントの設計、建設といったエンジニアリングを手がけ、更には、建設したプラントのメンテナンスや維持管理、運転管理等を請け負う等、総合的な技術ソリューションをお客様に提供することで、「かけがえのない地球環境を守り、豊かな社会の礎になる諸産業に寄与する」ことを実践してまいりました。

当社は、企業が継続して発展していくには、お客様、従業員、取引先及び株主等のステークホルダーとの良好な関係等を維持し発展させ、技術を基盤として中長期的な視点に立って経営することが、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させることに繋がるものと認識しております。

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに当社株式の大規模な買付けを行う大規模買付行為であっても、企業価値及び株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではなく、当該大規模買付行為に応じるかどうかは、最終的に、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものか否かを適切に把握した株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。

もともと、当社株主の皆様が、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものか否かを適切に把握し、当該大規模買付行為に応じるか否かを判断するには、大規模買付者から十分な情報提供がなされ、更には、現に当社の経営を担っている当社取締役会から当該大規模買付行為に対する当社取締役会の評価、意見等を含めた十分な情報が提供されることが必要であると考えております。

そこで当社取締役会は、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が判断し、或いは当社取締役会が当社株主の皆様に必要に応じて代替案を提案するために必要な情報や時間を確保するために、必要な手続きを定めることとし、当該大規模買付行為を行う者が当該手続きを遵守しない場合及び遵守した場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、企業価値及び株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するための取組みが必要不可欠であると判断いたします。

## II. 基本方針を実現するための取組み

当社は、「最良の技術をもって産業の発展と環境保全に寄与し、社会に貢献する」、「市場の

ニーズを先取りし、最良の商品とサービスを顧客に提供する」、「創意と活力によって発展し、豊かで働きがいのある企業をめざす」ことを企業理念として定めております。当社はこの企業理念の下、工場での製造技術を基盤とし単位操作技術を駆使した機械、装置の開発から設計、製造を行い、プロセス開発を手がけ、それら機械や装置、プロセスを核にしたプラントエンジニアリングを行い、更には、そのメンテナンスや維持管理、運転管理をお客様に提供し、産業の発展と環境保全に寄与することで社会貢献を果たしております。これらの当社及び当社グループが提供する一連のサービスは、開発・設計・調達・製造・建設・アフターサービスといった当社及び当社グループのバリューチェーンによって成せるものであり、このバリューチェーンを有することが当社の強みであり、特徴であると認識しております。

当社は、当社の事業領域を、上下水道設備を主要マーケットとする水環境事業と、化学、鉄鋼、食品等の産業用設備を主要マーケットとする産業事業の2つとして捉えており、「環境・エネルギー分野への注力」と「海外ビジネスの拡大」、「全社的なコストダウンの推進」を基本方針とした中期経営計画(平成25年4月～平成28年3月までの3カ年)を策定し、事業活動を展開しております。

本中期経営計画では、水環境事業においては、上下水道施設の改築更新需要を受注に結びつけるべく、汚泥処理技術と創エネルギー、省エネルギー技術とを組み合わせた総合的な差別化技術をもって営業活動を展開してまいります。また、社会インフラである上下水道施設のPFI、DBO事業や包括O&M業務などライフサイクルビジネスの営業活動を継続すると共に、民設民営方式による下水処理場での消化ガス発電事業への取り組みを推進することで、安定収益事業への展開を進めてまいります。

一方、産業事業においては、各種産業分野における高効率な生産プラント設備および単体機器の営業活動とともに、廃液や排ガス等の廃棄物処理設備の営業活動を強化してまいります。

なお、本中期経営計画における具体的な施策は次のとおりです。

#### [環境・エネルギー分野への注力]

##### (水環境事業)

- 各種汚泥処理設備における更新需要の取り込み
- 汚泥燃料化システムの拡販および安定的な事業運営の推進
- 次世代型汚泥焼却システム「過給式流動焼却システム」の拡販

##### (産業事業)

- 大型乾燥機の適用範囲の拡大
- 海水法排煙脱硫システムの拡販
- 固形焼却設備、廃液燃焼システムの拡販

#### [海外ビジネスの拡大]

(水環境事業)

- アジア地域における上下水道インフラ案件の開拓

(産業事業)

- 当社単体機器を活用した EPC ビジネスの推進
- 新興国および資源国における環境対策プラントの拡販

[全社的なコストダウンの推進]

- 設計、調達、製造、建設等一連のバリューチェーンにおけるコストダウンの推進
- アジア地域における当社協力企業への設計、調達、製造委託の推進
- プロジェクト遂行体制強化による「総合エンジニアリング力の向上」
- 総原価率と販管費比率の低減および遊休資産の有効活用の推進

[研究開発]

(水環境事業)

- 汚泥脱水機をはじめとした各種単体機器のブラッシュアップ
- 汚泥燃料化システム、過給式流動焼却システムにおける更なる差別化の推進

(産業事業)

- 低品位炭乾燥技術の開発
- 二次電池材料製造技術の開発

### Ⅲ. 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### 1. 本プラン導入の目的

本プランは、上記Ⅰ.に記載した会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入したものです。

当社取締役会は、当社株式に対する大規模買付行為が行われる際には、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保すること、そのために、当社取締役会が大規模買付者と交渉を行うこと、或いは、現に当社の経営を担っている当社取締役会が大規模買付行為を評価し、必要に応じて代替案を提示することが、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上されることにつながると考えております。

なお、本プランは第152回定時株主総会で承認されることを条件として更新することとしております。

## 2. 本プランの概要

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為が行われる際に大規模買付者が遵守すべき手続きを設定するものであり、当該手続きとは、①事前に大規模買付者が取締役会に対して必要且つ十分な情報を提供し、②取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

本プランにおいては、対抗措置の発動要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的な判断の介入する余地を可及的に排除しております。又、対抗措置の発動等、当社取締役会が大規模買付者の提案を評価、検討するに際しては、当社取締役会の恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の公正性、合理性並びに客観性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者委員会を設置し、その勧告を最大限に尊重することとしており、当社の企業価値、株主共同の利益の確保に適うような運営が行われる仕組みが確保されております。

その概要は以下のとおりです。

### (1) 意向表明の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、先ず当社代表取締役宛に、本プランで定める手続きに従う旨の誓約及び以下の内容等を記載した意向表明書を当社の定める書式に従ってご提出いただきます。なお、書面はすべて日本語により作成していただきます。

- ① 大規模買付者の名称、住所
- ② 設立準拠法
- ③ 代表者の氏名
- ④ 国内連絡先
- ⑤ 提案する大規模買付行為の概要等

### (2) 必要情報の提供

当社取締役会は、上記(1)の意向表明書受領後 10 営業日以内に、大規模買付者から当社取締役会に対して、株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために提供いただくべき必要且つ十分な情報(以下、「本必要情報」といいます。)を記載したリストを大規模買付者に交付いたします。本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目としては以下のとおりです。

- ① 大規模買付者及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及び組合員(ファンド



の場合)その他の構成員を含みます。)の詳細(名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容等を含みます。)

- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容(大規模買付行為の価額或いは対価とその価額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含みます。)
- ③ 大規模買付行為の価額或いは対価とその価額の算定根拠
- ④ 大規模買付行為の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- ⑤ 大規模買付行為の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥ 大規模買付行為の後における当社の従業員、取引先、顧客、その他の当社に係わる利害関係者の処遇方針

なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対し本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、株主の皆様及び投資家の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示いたします。

### (3) 取締役会による評価期間等

当社取締役会は、大規模買付者による本必要情報の提供が完了したと判断した場合、速やかにその旨を開示します。

当社取締役会は、大規模買付者による本必要情報の提供の完了について開示した後、60 日間を上限として(対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合)、又は、90 日間を上限として(その他の方法による大規模買付の場合)、大規模買付行為の評価、検討、大規模買付者との交渉、意見形成及び代替案立案等を行うための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)を付与されるべきものと考えております。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものいたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は独立した外部専門家(投資銀行、フィナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント、その他の専門家)の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価、検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。又、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様に代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会が評価期間満了時まで、大規模買付行為に対する対抗措置

の発動、又は、不発動に関する決議を行うに至らない場合には、当社取締役会は、大規模買付者の大規模買付行為の内容の検討、大規模買付者との交渉、代替案の検討等が必要とされる合理的な範囲内(但し、30 日間を超えないものとします。)で、評価期間を延長する旨の決議を行うものとし、延長する期間及び理由その他当社取締役会が適切と判断する事項について速やかに開示を行います。

### 3. 大規模買付行為が為された場合の対応

#### (1) 大規模買付者が本プランで定める手続きを遵守した場合

当社取締役会は、大規模買付者が本プランで定める手続きを遵守した場合には、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該大規模買付行為に対する反対意見の表明、必要に応じて代替案の提示をするに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置の発動を決議することはありません。又、当社取締役会は、当該大規模買付行為に対する意見或いは代替案の内容について、速やかに開示いたします。大規模買付者の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付者の当該提案及び当社取締役会が提示する当該大規模買付行為に対する意見、代替案をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

但し、大規模買付者が本プランで定める手続きを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が認める場合には、当社取締役会は、取締役の善管注意義務に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要且つ相当な範囲で、例外的に新株予約権の無償割当て等、会社法、その他の法律及び当社定款が認める対抗措置の発動を決議することができるものとします。具体的には、大規模買付行為が以下のいずれかの類型に該当すると判断された場合には、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められるものと考えます。

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにも拘わらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行う場合(所謂グリーンメーラーである場合)
- ② 会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、所謂焦土化経営を行う目的で大規模買付行為を行う場合
- ③ 会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で大規模買付行為を行う場合
- ④ 会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、或いは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜



けをする目的で大規模買付行為を行う場合

- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、所謂強圧的二段階買収(最初の買付で当社の株式等の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を最初の条件より不利に設定し、或いは明確にしないで、公開買付等の株式等の買付を行うことをいいます。)等の、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断された場合
- ⑥ 買付の条件(対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付実行の実現可能性、買付後における当社従業員、取引先、顧客その他の利害関係者の処遇方針を含む。)が当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分又は不適当な買付である場合
- ⑦ 大規模買付者による大規模買付行為の実行後における従業員その他の利害関係者の処遇方針等により、当社の株主、取引先、従業員、その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値及び株主共同の利益の毀損のおそれ又は当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合。
- ⑧ その他、①乃至⑦に準ずる場合で、当社の企業価値及び株主共同の利益の維持及び向上に反すると認められる場合

当社取締役会は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動、又は、不発動に関する決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

## (2) 大規模買付者が本プランで定める手続きを遵守しない場合

大規模買付者が本プランで定める手続きを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何に拘わらず、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法、その他の法律及び当社定款が認める対抗措置の発動を決議することができるものとします。具体的にいかなる対抗措置を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することになります。

当社取締役会が対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は別紙ー1に記載のとおりであります。実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

当社取締役会は、上記決議を行った場合にも、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

### (3) 対抗措置の公平さを担保するための手続き

#### ① 第三者委員会の設置

大規模買付者が本プランで定める手続きを遵守したか否か、或いは、本プランで定める手続きを遵守した場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適切に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の公正性、合理性並びに客観性を担保するため、第三者委員会を設置します。第三者委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役、又は、社外有識者（経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法を主たる研究対象としている学識経験者、又は、これに準ずる者）から選任いたします。第三者委員会規程の概要につきましては、別紙－2に記載のとおりであり、又、本プラン更新時の第三者委員会の各委員の氏名及び略歴は別紙－3に記載のとおりであります。

#### ② 対抗措置の発動の手続き

当社取締役会は、上記(1)に記載のとおり大規模買付者が本プランで定める手続きを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置の発動を決議することはありません。一方上記(1)に記載のとおり例外的に対抗措置の発動を決議する場合、並びに上記(2)に記載のとおり対抗措置の発動を決議する場合には、その判断の公正性、合理性及び客観性を担保するために、当社取締役会は、対抗措置の発動の決議に先立ち、第三者委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、第三者委員会の勧告を受けるものといたします。

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断にあたっては、第三者委員会の勧告を最大限尊重するものといたします。

なお、当社取締役会が対抗措置の発動の決議を行った後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合等、当社取締役会において対抗措置の発動が適切でないと判断する場合には、第三者委員会の勧告及び外部専門家の意見を踏まえたうえで、対抗措置の発動の中止又は変更（対抗措置として新株予約権の無償割当ての実行を決議した場合の当該無償割当ての中止、新株予約権の無償割当ての実行後における当該新株予約権の無償取得等を含みますがこれらに限りません。）を行うことができるものとします。

## 4. 株主及び投資家の皆様への影響

## (1) 本プランが株主及び投資家の皆様に与える影響等

本プランは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見、更には必要に応じて株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としております。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値及び株主共同の利益の確保につながるものと考えております。

なお、上記 3. において記載したとおり、大規模買付者が本プランで定める手続きを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意下さい。

## (2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、上記 3. において記載したとおり、大規模買付者に対し対抗措置を発動することがありますが、当社取締役会が対抗措置の発動を決議した場合には、法令及び当社が上場する証券取引所の上場規則等に従って、適時に適切な開示をいたします。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置の一つとして新株予約権の無償割当てを行う場合は、株主の皆様は、引受けの申込みを要することなく、その保有する株式数に応じて、新株予約権が割り当てられます。但し、割当期日において大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただけない株主の皆様（当社がかかる誓約書の提出を求めた場合に限りです。）に関しましては、他の株主の皆様が当該新株予約権の無償割当てを受け、当該新株予約権の行使によるか、或いは、当該新株予約権と引き換えに当社株式を受領することに比して、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

新株予約権の行使に際しては、株主の皆様には、当社株式を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があります。かかる手続きを行わない場合は、当該株主の皆様の1株当たりの株主価値が希釈化することになります。もっとも、当社が新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を交付することができるのと取得条項が定められた場合において、当社が取得の手続きを取った場合は、取得の対象となる新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭を払込むことなく当社株式を受領することになります。

又、当社取締役会は、対抗措置の発動の中止又は変更として、新株予約権の無償割当ての中止又は新株予約権の無償割当ての実行後における当該新株予約権の無

償取得を行うことがあります。この場合、新たな株式の発行は行われず、当社株式1株当たりの株式価値の希釈化は生じないこととなります。しかしながら、当社が大規模買付者に対して対抗措置を発動し、新株予約権と引き換えに当社株式が交付されることを前提として変動した取引価格にて株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を受ける可能性があります。

大規模買付者等については、本プランで定める手続きを遵守しない場合や、本プランで定める手続きを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が本プランで定める手続きに違反することがないように予め注意を喚起するものであります。

### (3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として新株予約権の無償割当てが行われる場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受けますが、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

又、当社が当該新株予約権の取得の手続きを取らない場合、株主の皆様は、当社取締役会が指定する所定の期間内に新株予約権 1 個当たり金 1 円以上で、当社取締役会が新株予約権の無償割当て決議において定める価額の払込みが必要となります。更に、新株予約権の無償割当てから当社による新株予約権の取得手続き、或いは当該新株予約権の行使に係わり、当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が「大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令及び当社が上場する証券取引所の上場規則等に基づき別途お知らせいたします。

## 5. 本プランの適用開始と有効期限

本プランは、第 152 回定時株主総会での承認により更新することとします。なお、本プランの有効期限につきましては、第 152 回定時株主総会の終結の時から平成 29 年 6 月開催予定の定時株主総会の終結時までとして第 152 回定時株主総会に付議する予定です。

又、本プランの更新が第 152 回定時株主総会により承認された後であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プラ

ンはその時点で廃止されるものとします。

#### IV. 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値及び株主共同の利益に合致し、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

当社取締役会は、本プランが経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が求める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足し、かつ、企業価値研究会が平成 20 年 6 月 30 日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されております。

- (1) 本プランは、上記Ⅲに記載のとおり、株主の皆様が大規模買付行為を適切に評価するために必要な情報や時間を確保し、又そのために当社取締役会が大規模買付者と交渉を行い、或いは、現に当社の経営を担っている当社取締役会が大規模買付行為を評価し必要に応じて代替案を提示するための相当期間を確保するために導入されるものであります。従って、当社取締役会は、本プランが、企業価値及び株主共同の利益の確保、向上に資するものと考えております。
- (2) 本プランにおいては、対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。又、対抗措置発動の手続きを定め、当社取締役会の恣意的判断を排除しております。これらに加え、当社取締役会の恣意的判断を排除するために第三者委員会を設置し、本プランにおける対抗措置の発動等に際しては、当社取締役会は第三者委員会の勧告を最大限に尊重することとしており、当社の企業価値、株主共同の利益に適うように透明な運営が行われる仕組みが確保されております。
- (3) 当社取締役会は、株主、投資家の皆様及び大規模買付者の予見性を高め、株主の皆様の適正な選択の機会を確保するために、本プランの内容を事前に開示するものです。
- (4) 本プランは、有効期間満了前であっても、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されることから、所謂デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成メンバーの過半数を交代させてもなお発動を阻止できない買収防衛策）には該当いたしません。又、当社取締役の任期は1年とされており、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成メンバーの交代を一度に行うことができない

ため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)とはならず、取締役の選任議案に関する議決権の行使を通じて、本プランに対する株主の皆様のご意思を反映させることが可能となっております。

以上



## 新株予約権無償割当ての概要

### 1. 新株予約権無償割当ての対象となる株主及びその割当て方法

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式(但し、当社の所有する当社普通株式を除く。)1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。但し、当社が株式分割又は株式合併を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

### 3. 株主に割り当てる新株予約権の総数

当社取締役会が定める割当期日における当社普通株式の発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数(但し、当社の所有する当社普通株式を除く。)を減じた株式数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の無償割当てを行うことがある。

### 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

### 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

### 6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者(但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。)でないこと等を行使条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

### 7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の無償割当てがその効力を生じる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社

が取得し、新株予約権 1 個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

以上

### 第三者委員会規程の概要

1. 第三者委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
2. 第三者委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外有識者（経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法を主たる研究対象としている学識経験者、又は、これらに準ずる者）の中から当社取締役会が選任し、当社に対する善管注意義務条項等を含む委任契約を当社と締結しなければならないものとする。
3. 第三者委員会の委員の任期は、選任の日から、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会終結の時までとするものとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合は、この限りではない。又、社外取締役、又は社外監査役であった第三者委員会の委員が、社外取締役又は社外監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、第三者委員会の委員の任期も同時に終了するものとする。
4. 第三者委員会は、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定内容を、その理由又は根拠を付して当社取締役会に対して勧告するものとする。なお、第三者委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値及び株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととし、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならないものとする。
5. 第三者委員会は、外部専門家（投資銀行、フィナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント、その他の専門家）から、当社の費用負担により助言を求めることができるものとする。
6. 第三者委員会の決議は、第三者委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

### 第三者委員会の各委員の氏名及び略歴

氏 名 小田木 毅(おだぎ たけし)

略 歴 昭和45年 4月 司法修習終了・弁護士登録  
石井法律事務所弁護士  
昭和55年 4月 石井法律事務所パートナー弁護士(現任)  
昭和61年 9月 インベスコエムアイエム投資顧問株式会社監査役  
平成 2年11月 インベスコエムアイエム投信株式会社監査役  
平成14年 6月 雪印乳業株式会社(現 雪印メグミルク株式会社)  
社外監査役(現任)  
平成23年 6月 東京製綱株式会社監査役(現任)

※なお、小田木毅氏は、当社の補欠監査役に選任されております。

氏 名 高石 健雄(たかいし たけお)

平成11年 4月 富士電機株式会社 電機システムカンパニー事業統括部長  
平成13年 6月 同社 常任監査役  
平成18年 6月 同社 顧問  
当社 社外監査役  
平成20年 6月 当社 常勤監査役(現任)

氏 名 谷口 進一(たにぐち しんいち)

平成15年 6月 新日本製鐵株式会社 取締役  
平成18年 6月 同社 執行役員  
平成19年 4月 同社 常務執行役員  
平成19年 6月 同社 常務取締役  
平成21年 4月 同社 代表取締役副社長  
平成24年10月 新日鐵住金株式会社常任顧問(現任)

※なお、谷口進一氏は、当社の第152回定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として選任予定の社外取締役候補者です。

なお、上記3名の委員について、当社との間に特別の利害関係はございません。

**当社株式の状況(平成 26 年 3 月 31 日現在)**

- |             |               |
|-------------|---------------|
| 1. 発行可能株式総数 | 180,000,000 株 |
| 2. 発行済株式総数  | 45,625,800 株  |
| (うち、自己株式数)  | 1,118,801 株)  |
| 3. 株主数      | 4,434 名       |

4. 大株主(上位 10 名)

| 株主名                                                                       | 当社への出資の状況   |        | 当社の大株主への出資の状況 |       |
|---------------------------------------------------------------------------|-------------|--------|---------------|-------|
|                                                                           | 持株数<br>(千株) | 出資比率   | 持株数<br>(千株)   | 出資比率  |
| 富士電機株式会社                                                                  | 5,597       | 12.26% | －             | －     |
| 大同生命保険株式会社<br>(常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)                                | 2,000       | 4.38%  | －             | －     |
| 太陽生命保険株式会社                                                                | 1,885       | 4.13%  | －             | －     |
| 株式会社三菱東京 UFJ 銀行                                                           | 1,344       | 2.94%  | －             | －     |
| 株式会社日本製鋼所                                                                 | 1,300       | 2.84%  | 1,407         | 0.37% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)                                                   | 1,284       | 2.81%  |               |       |
| ザ チェース マンハッタン バンク<br>エヌエイ ロンドン エス エル オムニ<br>バス アカウンド<br>(常任代理人 株式会社みずほ銀行) | 1,056       | 2.31%  |               |       |
| 東洋電機製造株式会社                                                                | 880         | 1.92%  | 798           | 1.63% |
| 応用地質株式会社                                                                  | 872         | 1.91%  | 317           | 0.98% |
| 前田建設工業株式会社                                                                | 800         | 1.75%  | 3,016         | 1.62% |

注1) 当社は、大同生命保険株式会社及び太陽生命保険株式会社の親会社である株式会社 T&D ホールディングスの株式 1,614 千株(出資比率 0.23%)を保有しております。

注2) 当社は、株式会社三菱東京 UFJ 銀行の親会社である株式会社三菱 UFJ フィナンシャルグループの株式 706 千株(出資比率 0.00%)を保有しております。